二　自然由来盛土等に係る全ての三十メートル格子のうちいずれか一つの三十メートル格子内にある単位区画について試料採取等の対象とした場合　自然由来盛土等に係る全ての三十メートル格子内にある自然由来盛土等に係る全ての単位区画

7‖　前項の規定にかかわらず、第一項第六号若しくは第三項第七号の測定又は第四項の試料採取等において当該測定若しくは試料採取等に係るいずれかの単位区画（第一項第二号ただし書に規定する場合にあっては、九百メートル格子ごとのいずれかの単位区画。第十四条の二第一項第一号において同じ。）の土地の土壌の試料採取等対象物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該単位区画を含む三十メートル格子内にある調査対象地に係る全ての単位区画において当該試料採取等対象物質について当該各号に定める単位区画とみなすことができる。

一　土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合したとき　土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

二　土壌溶出量基準に適合したとき、かつ、土壌含有量基準に適合しなかったとき　土壌溶出量基準に適合し、かつ、土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

三　土壌溶出量基準に適合しなかったとき、かつ、土壌含有量基準に適合したとき（第五号を掲げるときを除く。）　土壌溶出量基準に適合しない、かつ、土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

四　土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しなかったとき　土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

五　第二溶出量基準に適合しなかったとき、かつ、土壌含有量基準に適合したとき　第二溶出量基準に適合しない、かつ、土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

（新規）

8‖　第五項の規定にかかわらず、三十メートル格子の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか一区画）の中心（当該単位区画の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該単位区画における調査対象地内の任意の地点。以下この項及び次項において同じ。）において第一項第四号から第六号までの規定により第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）に係る試料採取等を行った結果、測定に係る土壌の試料採取等対象物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該単位区画を含む三十メートル格子内にある調査対象地に係る全ての単位区画において当該試料採取等対象物質について当該各号に定める単位区画とみなすことができる。ただし、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令又は同条第二項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壌が第一項第二号に規定する九百メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができる。

一　土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合したとき　土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

二　土壌溶出量基準に適合したとき、かつ、土壌含有量基準に適合しなかったとき　土壌溶出量基準に適合し、かつ、土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

（新規）